

生活環境基準「亜鉛」の取扱いについて

H15.11 より、水質汚濁防止法に係る水質環境基準の改定で生活環境の保全に関する水質基準で水生生物環境基準として全亜鉛 0.03mg/L 以下が盛り込まれた。

全亜鉛の環境基準（河川）

「生活環境の保全に関する環境基準 1 河川(1)河川（湖沼を除く）イ」

類型\項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物およびこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)または幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物およびこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)または幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下

備考：基準値は年間平均値とする

この他の亜鉛についての基準値は以下のようである。

排水基準 5mg/L 以下

農業用水基準 0.5mg/L 以下

飲料水基準 1.0mg/L 以下

注) 亜鉛の人への急性毒性は 50mg/L である。慢性毒性はない。水道水質 (1mg/L 以下) は味と色の観点から設定されている。(水道水質基準ガイドブック)

水質類型の水域の指定について（環告 59 号 第 1 の 2 の(2)）

(2)水質類型の指定を行なうに当たっては、次に掲げる事項によること

- ア 水質汚濁に係る公害が著しくなっており、又は著しくなる恐れのある水域を優先的に指定すること
- イ 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること
- ウ 当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること
- エ 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること
- オ 目標達成のための施策との関連に留意し、達成期間を設定すること
- カ (略)

水質類型の指定は、政府（政令）または都道府県知事が行なう（環境基本法第 16 条）

政令を含めて、水生生物に関する水質類型の指定は発表されていない。類型の当てはめ等の運用、保全に関する施策の検討が行なわれている段階である。

現在、以下の 4 河川（4 湖沼）を検討対象とすることで審議が進められている。

- ・北上川（四十四田ダム）---旧松尾鉱山
- ・多摩川（小河内ダム）
- ・大和川
- ・吉野川（早明浦ダム）
- ・北浦（自然湖沼） ---霞ヶ浦

以下、亜鉛についての対応を検討した。

水質環境基準（特に生活環境項目）は、当該河川における類型指定と観測地点（基準地点）での継続観測により、環境目標の達成を目指すための目標としての数値である。基準は、当該河川に設定された水質階級を達成、維持されるように、施策を講じて努めるものである。

亜鉛の設定は、生活環境の保全（水生生物の生息）として設定されており、人への健康（毒性）ではない。

久々利川には基準類型の指定はない。

事業者が遵守すべきは、水質汚濁防止法の排水基準に準じて、事業場からの排出を管理することである。（亜鉛 5mg/L 以下）